

事務連絡
令和3年2月2日

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課 御中

観光庁観光産業課

Go To トラベル事業の一時停止措置の継続について

Go To トラベル事業については、今般、緊急事態宣言の延長が決定されたことに伴い、本事業の全国一律の一時停止措置について、令和3年3月7日（日）宿泊分（3月8日（月）チェックアウト分）まで継続することといたしますので、お知らせします。

なお、本事業を適用した旅行・宿泊商品の販売は、修学旅行についてのみ、3月23日（火）宿泊分（3月24日（水）チェックアウト分）まで行われているところ、下記の取扱いと致しましたので、貴省におかれましては、関係各所に対し、周知徹底をお願いいたします。

記

I. 修学旅行に係る緊急事態宣言延長に伴う本事業の取扱いについて

(1) 新規予約・既存予約の取扱い

○ 新規予約・既存予約を問わず、全国において、2月8日（月）から3月7日（日）宿泊分（3月8日（月）チェックアウト分）までの間、本事業の適用を一時停止します。

(2) キャンセルの取扱い

○ (1) の既存予約（2月2日（火）24時までにされていた本事業を適用した旅行の予約とします。）について2月2日（火）22時から2月12日（金）までの間、無料でキャンセル可能とします。

※既に旅行者がキャンセル料を事業者へ支払っている場合、旅行者は事業者に対して、返金を求めることが可能。

(3) キャンセル料の負担

○ 上記の措置により、既存予約（※）のキャンセルを受けた事業者においては、キャンセル料発生の有無に関わらず、一律、旅行代金の35%に相当する額（上限は1万4千円/人泊）を本事業の予算から負担します。

※2月2日（火）0時時点においてされていた予約に限ります。

II. その他

本通知に即した対応が進められていないと認められる場合には、給付金の支給を行うことができない場合がありますので、適切な対応をお願いします。

また、今後の感染状況等によっては、様々な措置が求められることも想定されることから、事業者の皆様におかれましては、この様な措置が講じられた際にも速やかに対応できるよう、システム構築などの必要な準備を進めていただくよう、よろしくお願い致します。